

障害者相談支援体制の再構築について

1 現状の相談体制と課題等

障害者が住み慣れた地域で必要な時に相談ができるよう、相談支援事業所を7か所(直営1か所、委託6か所)整備し相談体制の充実を図ってきた。その結果、23年度は2万7千件余りの障害にかかわる様々な相談に対応してきており、区民ニーズの高さがうかがわれる。そうした中で、24年4月から障害者自立支援法(以下「法」という。)及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービスの支給決定プロセス等が見直され、民間の相談支援事業所の役割が拡大した。一方、地域移行支援や複数の困難要因を抱える家庭の支援等、専門性の高い相談支援の必要性が高まり、区の責任で実施することが求められている。そのため、福祉事務所が行っている障害福祉サービスに係る相談も含め、現在の相談体制を再構築し、相談機能の充実を図る。

2 再構築の基本的考え方

以下の3点を基本的な方針として再構築を図り、(1)~(3)の相談支援体制とする

民間事業者と区の役割の明確化

支援の隙間を生まない体制の整備

利用者の利便性を考慮した質の高い相談支援の実施

(1) 民間事業者の役割(法制度に基づく取組)

特定相談支援事業所として、サービス等利用計画の作成(個別給付)と、それに伴う相談等に対応し、一般相談支援事業所として、地域移行・地域定着支援に取り組み促進する。

(2) (仮称)障害者地域相談支援センターの設置(区の委託)

手帳の有無や障害種別によらず、障害者や家族等の生活全般の相談に対応できる専門的知識・技能を持つ相談員を配置する(仮称)障害者地域相談支援センターを設置し、地域の相談支援の拠点とする。運営は民間相談支援事業者に委託する。

設置場所は地域性や利用者の利便性を考慮し、福祉事務所の担当地域を踏まえた3か所とし、施設は、既存の区施設(オブリガード、障害者福祉会館、福祉事務所高円寺事務所)を活用する。

福祉事務所の障害福祉サービスの利用申請受付事務を段階的に当該センターに移行する。

(3) 法第77条の2に規定する基幹相談支援センター機能の付加(法制度に基づく取組)

「基幹相談支援センター」の機能を障害者施策課が担い、特定相談支援事業所におけるケアマネジメントの質の確保や、相談支援の連携推進のために、研修や全体調整等積極的なバックアップを行う。また、地域自立支援協議会を活用するなどし、相談支援のネットワークの強化を図るとともにサービス給付の妥当性や客観的評価、障害者の権利擁護の取組等を促進する。なお、この係は障害者虐待防止センター機能もあわせ持つこ

ととする。

3 福祉事務所の障害福祉業務の見直し

特定相談支援事業所及び（仮称）障害者地域相談支援センターにおいて、今後実施する業務内容等を踏まえ、福祉事務所障害担当業務は27年度を目途に、手帳や補装具等に係る事務や資格証明等の事務などに特化する。

4 オブリガードの業務委託の考え方

オブリガードで実施している精神障害に係る相談等事業については、3か所の（仮称）障害者地域相談支援センターにおいて実施する。地域移行につながる相談や当事者活動支援などは、現在の施設を活用して障害特性を生かした専門的な支援として委託する。

ただし、先駆的に行われている高次脳機能相談や生活リハビリは、医療機関との密な連携が必要なため当面の間直営で行う。

5 今後の再構築の進め方

平成24年度 （仮称）障害者地域相談支援センター業務委託事業者の選定
現在の委託相談支援事業の引き継ぎについて協議
広報すぎなみ等での利用者への周知

平成25年度 障害者施策課に基幹相談支援センター機能の付加
（仮称）障害者地域相談支援センターを設置し、本格稼働に向けた準備開始

平成26年度 （仮称）障害者地域相談支援センター本格稼働

【指定特定・一般相談支援事業所の機能】

(1) 特定相談支援事業（区が指定）

「計画相談支援」として、障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、障害者の自己選択自己決定を支援し、かつより適切な地域生活を送れるように相談を受ける。

相談関係は障害者との契約により発生し、相談費用は個人の負担によらない個別給付で賄われる。

(2) 一般相談支援事業（都が指定）

「地域相談支援」として、精神科病院や入所施設から地域での在宅生活に移行するまでの関係機関や、環境面での専門的な調整を行う。また、単身生活や在宅生活が不安定なものには定着支援も行う。

同じく、相談は障害者との契約により発生し、相談費用は個人の負担によらない個別給付で賄われる。

【(仮) 障害者地域相談支援センターの機能】

担当地域内の一般的な障害に係る相談拠点

- ・担当地域内の関係機関等との連携体制、ネットワークの構築
 - ・障害者虐待防止見守り対応（緊急対応を除く）
 - ・手帳の有無や障害種別に関わらない（児童も含めた）一般的な相談支援
 - 地域生活を支援する専門性の高い相談支援
 - ・地域移行のプレ相談支援（障害種別ごと）
 - ・サービスを利用しておらず、引きこもり・家族ぐるみの支援が必要など複合的な問題を抱える世帯に対する相談支援（アウトリーチ対応も含む）
 - ・ピア相談員の育成、当事者活動の場の提供
- 障害福祉サービス利用に係る申請受付（福祉事務所から移行）

【基幹相談支援センターの機能を有する系の機能】障害者自立支援法第 77 条の 2 に規定

特定・一般相談支援事業所のバックアップ・支援

(仮) 障害者地域相談支援センターに対する専門技術的支援

地域自立支援協議会の運営等による区全体の相談支援体制のネットワーク構築

障害者虐待防止に関するセンター機能